

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	印紙税のあり方の検討（検討項目）			
税 目	印紙税			
要 望 の 内 容	<p>印紙税は経済取引における契約書や領収書について課せられる文書課税であるが、近年の電子取引の増大等を踏まえ、印紙税の現代的意義を含め、制度の根幹からあり方を検討し見直す。</p> <table border="1" data-bbox="1015 846 1489 943"> <tr> <td data-bbox="1015 846 1220 943">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1220 846 1489 943">- 百万円</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	- 百万円
減収見込額 （平年度）	- 百万円			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 経済取引に伴う事務的負担及び税負担を公平かつ簡素にすることにより、国内経済の活性化を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性 印紙税が創設された明治 6 年以降、経済実態の変化に伴い、金銭等の受取書については、中小企業の取引実務にも配慮して免税点（3 万円未満）が設けられている。他方、経済取引の数は莫大に増えており、印紙税に係る事務コストや税負担が、中小零細企業を始め、企業にとって無視できないコストとなっているとの指摘がある。また、電子取引などに対して印紙税は課税されないなど、取引手段の選択によって課税の公平性が阻害されているとの指摘もある。特に、小売・物販業等においては、近年、カード決済が増大してきており、印紙税が取引実態の変化に対応できていないとの指摘も強い。</p> <p>上記の視点を踏まえれば、印紙税の現代的意義を含め、制度の根幹から、そのあり方を早急に検討することが必要である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 電子商取引など印紙税の対象とならない取引と、引き続き印紙税の対象となる取引との間の公平性について検証し、制度のあり方を見直すことは妥当である。</p>			

今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	1. 経済産業政策 08) 流中・物流基盤整備 4. 中小企業・地域経済産業政策 20) 中小企業事業環境の整備
	政策の達成目標	経済取引に伴う事務的負担及び税負担を公平かつ簡素にすることにより、国内経済の活性化を実現する。
	租税特別措置の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		